

弁護士が教える

実は危ない契約書チェック解説講座

～その一語が、命取り！？

危険な契約書が、ひと目でわかる！実践的リーガルチェックの第一歩～

【開催要領】

※講師とご同業の方のご参加はお断りする場合がございます。※最少催行人数に満たない場合、開催中止とさせていただきます。

日時▶ 2019年 10月 29日(火) 13:00～17:00

会場▶ 企業研究会セミナールーム(東京・麹町)

＜講師＞ 銀座櫻井綜合法律事務所 弁護士 櫻井 喜久司 氏

【講師ご略歴】昭和59年早稲田大学法学部卒業。平成7年弁護士登録、銀座櫻井綜合法律事務所所長。第一東京弁護士会では、副会長(平成26年度)、多摩支部長(平成27年度)、常議員、弁護士推薦委員会委員長、総合法律研究所(遺言信託実務研究部会元部会長、会社法研究部会元副部会長、倒産法部会等)を歴任。その他、関東弁護士会連合会理事、民事調停委員、文部科学省原子力損害賠償紛争審査会特別委員等歴任。主な取扱い分野として、企業法務(会社顧問、社外役員、総会指導等)、倒産法務、その他一般民事事件等。主な著書に「役員のための株主総会対策の鉄則」(清文社)、「税理士が知っておきたい議事録・契約書の実務」(共著・清文社)「担当部門別 会社役員の法務必携」(清文社・編集代表)「非公開会社のための会社法実務ガイドブック」(商事法務・編集委員)、「新会社法A2Z 非公開会社の実務」(第一法規・編集委員)等がある。

＜受講者特典：当日、テキストとして講師著「弁護士が教える実は危ない契約書」(清文社)を進呈します。＞

【申込方法】 当会ホームページ (<https://www.bri.or.jp>) からお申し込み下さい。

企業研究会Q 検索

■受講料：1名(税込・資料代含) ※申込書をFAXでご送信いただく際は、ご使用のFAX機の使用状況(0発信の有無など)をご確認の上、FAX番号をお間違えないようご注意ください。

正会員	35,200円(本体価格 32,000円)	一般	38,500円(本体価格 35,000円)
-----	-----------------------	----	-----------------------

191532-0303 実は危ない契約書チェック解説講座

ふりがな 会社名			
住所			
TEL	FAX		
ふりがな ご氏名	所 属 職		
E-mail			

※申込書にご記入頂いた個人情報は、本研究学会に関する確認・連絡および当会主催事業のご案内をお送りする際に利用させていただきます。

■申込・参加要領 : 当会ホームページからお申込みください。FAX、または下記担当者宛E-mailからもお申込み頂けます。

後日(開催日1週間～10日前までに)受講票・請求書をお送り致します。

※よくあるご質問(FAQ)は当会HPにてご確認ください。〔セミナー・会員研究会〕→よくあるご質問〕

※お申し込み後のキャンセルはお受け致しかねますので、ご都合が悪くなった場合、代理出席をお願いします。

■お申込・お問合わせ先: 企業研究会 セミナー事業グループ 担当/民秋 E-mail:tamiaki@bri.or.jp

TEL: 03-5215-3514 FAX: 03-5215-0951 〒102-0083 東京都千代田区麹町5-7-2 MFPR 麹町ビル2F

・プログラム・

【開催にあたって】

私は、毎日のように契約書のリーガルチェックのご相談(監修、作成等)を受けておりますが、同じような箇所でも同じような間違いをしている契約書があまりに多いことにいつも驚いています。そこで、本セミナーでは、「必ずこれだけはチェックして欲しい!」「これをチェックしておけば大怪我はしない!」という最低限押さえておかなければならない必須チェックポイントについて、わかりやすく解説します。また「定型書式だから修正できない」といわれた場合の対策など、私の経験に基づく基本的かつ実践的なアドバイスもご紹介したいと思います。

序 契約書チェックの秘訣

(1) 紛争予防・紛争回避のために! (2) 紛争解決のために! (3) 契約書の柱は四つしかない!

1. 当事者に関するチェックポイント ～誰と誰の契約なのか!～

2. 表現、形式に関するチェックポイント ～細部と侮ることなかれ!～

- (1) 曖昧な用語を使用していないか ～曖昧な用語は紛争の火種となる!～
- (2) 業界用語、専門用語を安易に使用していないか
- (3) 法律用語、略語の使用は紛争の火種となる!
- (4) 安易に「協議する」と規定されていないか
- (5) 「ものとする」という表現を安易に使用していないか
- (6) 条文間に矛盾はないか

3. 頻出条項に関するチェックポイント～これをミスすると大変!～

- (1) 契約期間に関する条項
 - ・ 契約期間を明記しないと危険!
 - ・ 更新条項がないと面倒で煩雑なことになる!
 - ・ 契約期間途中で契約関係を解消する方法
- (2) 契約終了に関する条項
 - ・ 契約の終了原因は規定されているか
 - ・ 解除条項の解除事由は限定列举か・例示列举か
 - ・ 解除条項はシンプルな形になっているか
- (3) 損害賠償に関する条項
 - ・ 損害賠償責任の要件が無過失責任になっているか
- (4) 清算に関する条項
 - ・ 和解契約書(示談書)において清算条項は規定されているか

*当日、講師著「弁護士が教える実は危ない契約書」(清文社)を受講者全員に進呈します。

※最少催行人数に満たない場合、開催中止となる場合がございます。

裏面もご覧下さい! 一枚のパンフレットで
2種類のセミナーをご案内しております。